

平成19年（行ウ）第11号公文書不開示処分取消請求事件

原告 坪 倉 嘉 昶
被告 南 部 町

2008年9月10日

原告訴訟代理人 弁護士 高 橋 敬 幸

同 弁護士 勝 俣 彰 仁

鳥取地方裁判所 御中

原告第6準備書面

被告の平成20年8月27日付証拠説明書の乙17号証「陳述書（原本）」記載内容及び乙17号証について、以下の通り反論・主張する。

1 被告は、乙17号証の立証趣旨に「調査審査会において、会議を非公開とすることを委員全員が前提としていた」と記載している。

しかし、会議を非公開とすることを委員全員が前提としていた事実はない。なぜならば、会議を非公開にした平成18年3月29日開催の第2回調査審査会には委員が1名欠席しており（甲第5号証）、全委員で非公開は決定されていないからである。

また、乙17号証には、「この会議は全員一致が非公開にした」と記載されているが、どのような形で全員一致を確認したかについては説明が無い。被告が提出した乙5号証（第2回南部町固定資産税過誤納調査審査会会議録（要旨）（写し））の7頁4行目以降の委員の発言回数を拾ってみると、委員（1）が3回、委員（2）が4回、委員（3）が1回、助役が1回であり、5人の出席委員の中で発言を一度もしていない委員が存在したことはあきらかである。「全員一致が非公開」との陳述は虚偽の可能性が大である。

2 乙17号証には当該調査審査会において、当該委員が「どの委員が如何なる発言をしたかについては公開してはならない」と発言したとの陳述が述べられている。

しかし、当該陳述の発言をもって開示録を未来永劫に亘って不開示にするとの決定をしたとは認められない。原告も当該調査審査会が存在して審査が進行中であれば当該条例第7条第1項第5号の規定に抵触するおそれがあったかもしれないと思慮はするが、本件の情報公開請求及び本訴訟は既に当該調査審

査会が解散され、税過誤徴収分の返還も済んだ後に行われているものであり、当該陳述の発言の意味は情報公開請求の時点において消滅している。

さらに、甲第 5 号証には、当該調査審査会を非公開決定したとの記述はあるが、会議録の非公開までを決定したとは記載されていない。甲第 5 号証を素直に読めば、「当該調査審査会の会議は、個人情報保護の観点から非公開とする」との意味で書かれている。つまり、個人情報保護上支障があるので会議の傍聴や、録音及び録画に基づく会議の状況についての公開はできないとの意味である。本来、会議録の公開は南部町情報公開条例の規定によってなされるべきものであり、当該調査審査会の委員による申し合わせで決まるべきことではない。

以上の通り、乙 1 7 号証の陳述は当該調査審査会会議録の不開示の根拠にはならない。

3 蛇足であるが、陳述書の「審査会の判断によって返還される額が変わる」との記述は誤りである。乙 1 6 号証の第 1 条（設置目的）には「固定資産税の過誤納について、町長の諮問に応じ、原因究明、返還業務、再発防止策等の一連の事務処理について調査及び審査するため、南部町固定資産税過誤納調査審査会を置く。」と規定されており、「返還される額を決定する」事についての規定は無い。本来、返還額については南部町議会がその決定についての権限をもち、当該調査審査会には返還される額を決定したり「額を変更したり」する権限は無い。

以上